

男女共同参画社会の実現のため、第6次男女共同参画行動計画に基づきさまざまな施策を展開しています。事業の一部をご紹介します。

企画政策課男女共同参画室（〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX042-387-1224）

## 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

### パートナーからの暴力に悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス（DV）は、殴る、蹴る等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、被害を受けた人の心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

相談先	電話番号
企画政策課男女共同参画室	042-387-9853
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京ウィメンズプラザ（DV専用ダイヤル）	03-5467-1721
LINE相談 ささえるライン@東京 ※東京ウィメンズプラザHP（ <a href="https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/consult/tabid/395/Default.aspx">https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/consult/tabid/395/Default.aspx</a> ）をご確認の上ご利用ください。	ご登録はこちら 
東京都女性相談支援センター	03-5261-3110
東京都女性相談支援センター多摩支所	042-522-4232
警視庁総合相談センター	#9110または 03-3501-0110
東京都女性相談センター（夜間・緊急時）	03-5261-3911
DV相談+（プラス）（24時間対応） ※メール・チャット相談はDV相談+ホームページ（ <a href="https://soudanplus.jp/">https://soudanplus.jp/</a> ）から	0120-279-889

### DV防止普及啓発パネル展を開催

11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日です。内閣府では、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とし、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。

市では、この期間にDV防止普及啓発パネル展を開催します。ぜひ、ご覧いただき、DV防止の輪を広げていきましょう。

市役所第二庁舎入口



DV防止啓発パンフレット

### 女性のための再就職支援講座「私らしい働き方を見つけよう」

時12月6日(金)午前10時～11時

所市民会館・萌え木ホール（商工会館3階）

講マザーズハローワーク立川就職支援ナビゲーター

対就職活動中またはこれから働きたいと考えている女性

定30人（申込順）

他▷保育有り（1歳以上の未就学児。6人。11月22日までに要事前申込）▷希望者には個別面談有り（4人まで。要事前申込）

申11月11日～12月5日に、市申込フォームで



### パートナーシップ宣誓制度

市では、多様性を認め合い、人が人として尊重され、だれもが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現をめざし、多様な性自認や性的指向を持つ性的少数者の方への理解を進めるために、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。詳細は市ホームページをご覧ください。



### 国内研修事業の参加者に費用の一部を補助

対東京都および隣接する地域で開催される会議であって、講演・シンポジウム・分科会等が行われ、参加者相互の交流が行われるもの

■資格次の要件をすべて満たす方

▷当該事業を実施する日現在で、市内に2年以上居住する18歳以上の方

▷男女平等および男女共同参画に関心を持ち、地域活動および市行事に積極的に参加できる方

他▷補助内容についてはお問い合わせください

▷希望する方は、事前に連絡のうえ、申請書を提出してください

### 男性のための悩み相談

■相談日時毎週月曜、水曜、木曜日いずれも午後5時～8時、毎週土曜日午後2時～5時（祝日・年末年始を除く）

■相談内容夫婦や親子の問題、生き方・職場の人間関係、DVなど

■相談窓口東京ウィメンズプラザ（☎03-3400-5313）

### 女性総合相談をご利用ください

専門の女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きします。他の専門機関の紹介もしています。家族の問題などどのようなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

時原則金曜日午後1時30分～4時30分

■相談方法面談または電話相談

他保育有り（1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込）

申電話で企画政策課男女共同参画室へ

### 男女平等に関する「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策に男女差別がみられる場合の苦情や、市民生活を営むうえで差別的な扱いを受けた場合の人権侵害による相談について申し出ができます。

相談内容に応じて、必要がある場合は、市は当該機関等の調査をしたり、説明を求め、助言・指導・是正の勧告を行います。

また、苦情を公平に適切かつ迅速に処理するため、専門知識のある男女平等苦情処理委員を置いています。

■受付時間土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時

対市内在住・在勤・在学の方

■苦情処理委員藤田太郎さん、山口恵子さん

申苦情・相談申出書（企画政策課男女共同参画室、公民館各館、図書館本館、市ホームページからダウンロードできます）に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室へ